

三次市会計年度任用職員受験案内

職 種 ・ 職 の 概 要	一般事務員 産育休職員などの代替や配属先の事務事業遂行のため、必要な一般事務を担う人員を確保する目的で設置する職であり、業務の遂行や資料作成などの一般事務のほか、電話・来客対応も担います。
募 集 人 数	フルタイム：１名
申込受付期間	令和８年　９月１６日（水）午前９時から 令和８年１０月１５日（木）午後５時まで ※人員が充足次第、受付を終了します。
業 務 内 容	課税課の事務事業遂行のための一般事務、電話・来客対応ほか
受 験 資 格	次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。 - 令和８年１１月１日に採用可能である人 - フルタイム（週３８時間４５分）の勤務が可能である人 ※地方公務員法第１６条各号のいずれかに該当する人は受験できません。 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 - 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
受 験 手 続	- 申込方法 - 三次市ホームページまたは右のＱＲコードから、「三次市電子申請システム」にアクセスしてください。 「三次市電子申請システム」の「手続き申込」の画面が表示されるので、手続き名に間違いがないか確認した上で、<u>「利用者登録せずに申し込む方はこちら」</u>をクリックしてください。 「手続き説明」の画面が表示されるので、内容を確認し、<u>「同意する」</u>をクリックしてください。 - メールアドレスを入力し、「完了する」をクリックしてください。 ※ここで入力したメールアドレスに、本件に係るすべてのメールが送信されることになります。<u>常時連絡・確認が可能なメールアドレスを入力してください。</u> - 入力されたメールアドレスに申込画面のＵＲＬが送信されますので、２４時間以内にメールに記載されているＵＲＬにアクセスしてください。誤って複数回の申込をしないようご注意ください。 「申込」の画面が表示されるので、各項目に沿って入力・選択してください。 - 各項目入力後、<u>「確認へ進む」</u>をクリックしてください。 「申込確認」の画面が表示されますので、<u>内容を確認し、間違いがなければ「申し込む」</u>をクリックしてください。 「申込完了」画面が表示され、メールアドレスに「申込完了通知メール」が送られてきたら、申込は完了です。



	【注意事項】 ・インターネットによる申込のみとなります。 <u>郵送やメール・FAX・持参での受付はできませんので、ご注意ください。</u> ・申込にあたっては、メールアドレスの登録が必要となります。 また、次の2つのメールアドレスからのメールが受信できるよう事前に設定してください。 city-miyoshi@apply.e-tumo.jp soumu@city.miyoshi.hiroshima.jp	
試 験	日 時 ・ 場 所	※日時、集合時刻及び場所は、各受験申込者へ電話で直接連絡します。 ※指定された試験日時を変更することはできません。
	方 法	・面接試験（約15分） 個人ごとの面接による口述試験 ・実技試験（約15分） 基本的なパソコン入力（Word、Excel）試験
審 査 ・ 合 格 ～ 採 用	審 査	合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合 格 発 表	合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名 簿 登 載 （職種別）	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和9年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採 用 決 定	採用候補者名簿登載者を令和8年11月1日に採用します。
個 人 情 報 の 取 扱 い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限り使用します。	
主 な 勤 務 条 件	任 用 期 間	令和8年11月1日から令和9年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤 務 場 所	三次市役所 市民部課税課
	勤 務 時 間	午前8時30分～午後5時15分 ※休憩時間60分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有

主な勤務条件	休 日	土・日曜日、祝日 ※振替有
	休 暇 制 度	年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）ほか
	給料・報酬	（行政職給料表 1－1 1 号給）月額 1 9 4 , 7 0 0 円
	手 当 制 度	時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、地域手当ほか
	福 利 厚 生	健康保険（市町村職員共済組合短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険、災害補償等 ※一定の要件に該当した場合は雇用保険被保険者資格を喪失し、市町村職員共済組合一般組合員の資格を取得します。
	服 務	地方公務員法第 3 0 条から第 3 8 条の規定が適用されます。
申 込 ・ 問 合 せ 先	分 限 ・ 懲 戒	地方公務員法第 2 8 条（分限）及び第 2 9 条（懲戒）の規定が適用されます。
	〒728-8501 三次市十日市中二丁目 8 番 1 号 三次市総務部総務課職員係（市役所東館 4 階） TEL 0824-62-6105 FAX 0824-62-6137 受付時間：月～金曜日の 9：00～17：00（祝日を除く）	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。